

## 福岡市障がい者グループホーム設置費補助金に関するQ&A

令和4年4月1日制定

令和5年4月1日改正

問 障がい者グループホームの事業所移転や既存の住居における居室増は補助対象となるのか。

(答)

- 補助の対象外です。なお、既存の事業所や共同生活住居を廃止し、新たに別の事業所として新規指定を受ける等、実質的に移転と判断される場合も同様です。

問 障がい者グループホーム開設後に補助金の申請を行うことは可能か。

(答)

- できません。新規に設置する場合は、補助金の交付対象となる障がい者グループホーム設置予定月の前月の10日までに申請する必要があります。なお、既存の住居において、消防用設備の設置等を行う場合は、補助金の交付対象となる障がい者グループホーム改修予定月の前月の10日までに申請する必要があります。

問 交付決定前に備品の購入等に着手することは可能か。

(答)

- できません。交付決定後に備品の購入や改修、消防用設備の設置に着手することになります。  
なお、家賃や礼金・保証料等については、交付決定前に賃貸借契約を締結していても基本的には対象とします。

問 申請時に必要な書類は何か。

(答)

- 交付申請書、収支計画書、定款、決算書類、事業計画書、役員名簿、市税納付状況照会同意書、対象経費の見積もり（2社以上）等が必要です。  
なお、見積もりについては、有効期間を十分確保するよう努めてください。

問 会社設立から間もないため、決算書類の提出が難しいがどうすればよいか。

(答)

- 理由書をご提出ください。  
なお、理由書については、様式はございませんので、任意の様式で構いません。

問 補助金の申請から支払われるまでの流れはどのようなものか。

(答)

- 補助金の申請から支払いまでの基本的な流れについては以下のとおりであり、確定後に支払うこととなります。

補助金交付申請等の提出→書類審査→補助金交付決定→備品等の購入、改修・消防設備の設置→実績報告書等の提出→書類審査→確定→支払い

問 備品購入費として認められるものは具体的にはどのようなものがあるのか。

(答)

- 共同生活住居における共用部分で使用する冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、テレビ、電子レンジ（オーブンレンジ）、炊飯器、クッキングヒーター、ホットプレート、テーブル、イス、ソファ、空気清浄機、加湿器、金庫、その他利用者の便宜に資すると認められるもの。なお、事務所で使用する備品（パソコン、プリンタ等）については認められません。

問 備品購入費において、配送料及び設置（取付）料は補助対象経費に含まれるのか。

(答)

- 含まれます。

問 礼金・保証料等の「等」にはどういった経費が含まれるのか。

(答)

- 仲介手数料が含まれます。敷金、鍵交換代、火災保険料、損害保険料等は含まれません。

問 改修費として認められるものとはどのようなものがあるのか。

(答)

- 障がい者グループホームにおいて、プライバシー保護の観点やバリアフリー推進の観点等から利用者の便宜に資すると認められるものが対象となります。

例) ・居室部分のふすまをドアに改修する。

- ・居室のドアに鍵を設置する。
- ・手すりの設置やスロープ等による段差解消
- ・車イス等でも使用可能なようにトイレを改修・増設する。
- ・介護がしやすいよう浴室等を改修する。
- ・使用に耐えない浴室等の修繕、雨漏り箇所の修繕等

※ただし、家主による修繕が優先されます。

- ・外壁の塗り替え、事務室の改修等、利用者の便宜に資するとは認められない改修は補助対象外です。

問 消防用設備として認められるものとはどのようなものがあるのか。

(答)

- 防災カーテン、防災カーペット、消火器、屋内（外）消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン、放送設備、すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、誘導灯及び誘導標識、スプリンクラーなどが対象となります。

なお、建築基準法に基づく非常用照明の設置については補助対象外です。

問 消防用設備として、ランニングコストは補助対象経費に含まれるのか。

(答)

- ランニングコストは、補助対象経費に含まれません。

例) 火災監視システム（セキュリティシステム）は取付工事料金が補助対象となり、ランニングコストは補助対象外となります。この場合、価格比較は工事料金のみで行ってください。

問 見積り品に同一品がなければ、1社の見積りでもいいか。

(答)

- 同一品がない場合は、同等品の見積りで構いませんので、必ず2社以上の見積りが必要です。また、購入にあたっては、交付申請時の見積り品を購入することになりますが、欠品等のやむを得ない理由で見積り品とは別の物品を購入せざるを得ない場合は、同等品であれば購入して構いません。

問 備品購入費及び改修費・消防用設備について、見積りに複数の品目がある場合の比較はどうしたらよいか。

(答)

- **総額での比較で構いません。**なお、見積りはできる限り補助対象経費のみが望ましいですが、補助対象経費と補助対象外経費が見積りに混在する場合は、補助対象経費と補助対象外経費それぞれの内訳を明確にしてください。

また、見積りについては、**税込の金額**が分かるようにしてください。

問 実績を報告する際に領収書が必要とのことだが、補助対象外の経費も含んだものでもいいか。

(答)

- 補助対象経費のみで作成いただくことが望ましいですが、補助対象経費のみでの作成が困難な場合は、他の経費も含んだもので構いません。

また、領収書の金額が一括の場合、内訳がわかるように明細書等も合わせて提出ください。

問 家賃や礼金・保証料等についても領収書の提出は必要か。

(答)

- 必要です。なお、家賃については、障がい者グループホームの開始前1か月分の家賃の領収書であることがわかるようにしてください。